

# 令和6年度

## 消防設備士講習(法定講習)の開催案内

【緊急時の場合、日程および会場等が変更する場合があります】

滋 賀 県

一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

### 1. 法定講習の制度

- (1) この講習は、消防法第17条の10の規定により定められた法定講習です。消防設備士は工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を定められた期間内に受講しなければならない義務があります。
- (2) 講習の受講期限
  - ア 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内
  - イ 前回の消防設備士講習を受講した日以後における最初の4月1日から5年以内
- (3) 受講期限内に受講しないときは、免状の返納命令制度に基づく違反点数の対象となります。

### 2. 講習区分及び受講の対象となる消防設備士の種類

講 習 区 分	消 防 設 備 士 の 種 類
消 火 設 備	第1類の甲種及び乙種消防設備士 第2類の甲種及び乙種消防設備士 第3類の甲種及び乙種消防設備士
警 報 設 備	第4類の甲種及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避 難 設 備 ・ 消 火 器	第5類の甲種及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士

\* 区分ごとにそれぞれに申請してください。(講習区分を2つ以上受講する場合)

なお、1枚の申請書では1講習区分の申請しかできません。

### 3. 講習科目及び講習時間

(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4 時間

4. 講習の日時及び講習会場等 【申請期間 8月1日(木)～8月8日(木)】

講習区分	日 時		講習内容
消火設備	8月27日(火)	9:30～12:00	工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
		12:45～16:45	工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
警報設備 (いずれか1日を選択)	8月28日(水)	9:30～12:00	工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
		12:45～16:45	工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
	8月29日(木)	9:30～12:00	工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
		12:45～16:45	工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
避難設備・ 消火器	8月30日(金)	9:30～12:00	工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
		12:45～16:45	工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

※ 各日とも講習終了後、30分間程度の効果測定考査を行います。

講習会場	野洲文化小劇場 (定員100名)	滋賀県野洲市小篠原2142
------	------------------	---------------

5. 講習科目の一部免除

- (1) 今回、講習区分を2つ以上受講する場合は、後日の法令講習の受講は免除できます。
- (2) 受講予定日の前、6ヵ月以内に他都道府県で消防設備士講習を受講された場合についても免除できます。

6. 申込み方法

(1) 申請期間

8月1日(木)～8月8日(木) **必着**

(2) 提出書類等

ア) 令和6年度消防設備士講習受講申請書

イ) 写真(縦4cm、横3cm)

6ヵ月以内に撮影した正面からの上三分身像で無帽、無背景のもの

ウ) 受講手数料(滋賀県収入証紙 7,000円)

※滋賀県収入証紙の販売先

・滋賀銀行 (県内本支店出張所)

・(株)平和堂 (県内系列店 (一部店舗を除く))

・滋賀県会計管理局管理課(滋賀県庁本館1階)および滋賀県各合同庁舎会計係

エ) 消防設備士免状の写し (両面)

オ) 返信用封筒 受講票返信のため (宛名を明記し切手を貼付)

カ) 講習修了証明済免状の写し(前記5.(2)に該当する場合)

### (3) 受付方法

「簡易書留」で郵送してください。(収入証紙の貼付がある為)  
持参はご遠慮ください。

なお、やむを得ず持参された場合は翌日到着扱いとなります。

### 【郵送先】

〒520-0044

滋賀県大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館 2階

一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

TEL 077-521-3921 / FAX 077-521-3761

### ☆ 注意事項

申請期間前に到着した申請書は申請期間の最終日(8月8日(木))に開封します  
ので、ご注意ください。

また、申請受付は期間中であっても、各日ごとの定員になり次第締切ります。  
(ホームページに掲載予定)

### 7. 当日の持ち物

- (1) 受講票
- (2) 消防設備士免状 (受講修了印を押印します)
- (3) 筆記用具

### 8. その他

- (1) 申請完了後は、いかなる理由があっても申請書、手数料等は一切返還いたしません。
- (2) 駐車場には限りがあるため、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

### 9. 消防設備士免状の写真書換え

手続きは

一般財団法人消防試験研究センター 滋賀県支部

電話 077-525-2977

※免状の写真を撮影した日から10年を経過した場合は、写真の書換えが必要です。

## 10. 個人情報の保護について

この講習の申込時に「受講申請書」に記入された皆さんの個人情報は、滋賀県及び一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会により、滋賀県個人情報保護条例等に従い、以下の「利用目的」のみに利用します。他の目的に利用し、又は第三者へ提供することはありません。

### —利用目的—

- ・ 受講者の本人確認のため
- ・ 申請書の記述内容に関する確認が必要な場合の連絡のため
- ・ 講習等についてお知らせする事項が生じた場合の連絡のため
- ・ 総務省消防庁へ免状の種類別の受講者数の統計的な報告のため
- ・ (一財)消防試験研究センターの免状データベースに収録するため

## ◇ 消防設備士法定講習についての問い合わせ先 ◇

### 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

電話 077-521-3921

FAX 077-521-3761

E-mail [shiga-bouka@green.ocn.ne.jp](mailto:shiga-bouka@green.ocn.ne.jp)

- 1) 県内消防本部(局)及び消防署では受付できません。
- 2) 緊急時にはホームページをご確認ください。(URL [shiga-bouka.jp](http://shiga-bouka.jp))
- 3) 会場への問い合わせ等はしないでください。

